

引上げ分に係る地方消費税収の使途について

平成27年4月1日から消費税率（国・地方）が引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分について、使途を明確化（社会保障施策に要する経費への充当）することとされています。

下記のとおり地方消費税交付金の社会保障財源分につきましては、平成31年度太良町一般会計予算において社会保障施策に充当することとしています。

(歳入) 地方消費税交付金 143,251 千円
 うち社会保障財源分 65,029 千円

(歳出) 233,215 千円

(単位：千円)

事業名		経費	財源				
			特定財源			一般財源	
			国県支出金	地方債	その他		
社会福祉	子どもの医療費助成	31,000	6,084		200	24,716	15,000
社会保険	杵藤広域圏組合負担金 (介護保険費)	187,144				187,144	40,029
保健衛生	各種健(検)診委託料	15,071	342		1,160	13,569	10,000
合計		233,215	6,426		1,360	225,429	65,029